

平成30年12月18日

池田市長 倉田 薫 様

池田市行財政改革推進委員会
会長 中川 幾郎

池田市行財政改革推進プランⅢについて（答申）

平成30年11月19日付け池行革発第2号により当委員会に諮問された池田市行財政改革推進プランⅢ（以下「新プラン」という。）（案）について、3回の審議において活発に議論を行い、熱心に検討を重ねた結果、一定の結論を得たので、下記のとおり主な意見を添えて答申する。

記

1 新プラン（案）の文章上の表現について

新プランにおいては、その目標達成のための視点として「わかりやすさ」を掲げており、その方向性に沿った形で手にとった方にとってより読みやすく、わかりやすくするための文言や表現の修正を当委員会が求めたところ、市におおよそ採用され、すでに必要な修正がなされたところである。

また、新プランから付記することになった注釈についても充実が図られ、一層その理解を助けるものとなるような工夫もされている。

さらに、第6次総合計画や従前の行財政改革のプランⅠ・Ⅱとの関連性等についても記述の中で触れられており、一貫性をもって取り組む姿勢が評価できる。

2 新プラン（案）の内容等について

(1) 改革の目標について

- ・財政調整基金残高、経常収支比率及び安定的な財政構造の確立について

財政調整基金残高の目標設定については、一層目標値を厳しく設定することの本意について審議し、その必要性について確認した。

また、プランⅡと同水準の目標値設定を行う経常収支比率についても、今後設置が見込まれる会計年度任用職員への期末手当の支給による影響度合いについて質疑を重ね、依然として厳しい状況にあるものと確認するとともに、その仕組みについて市民にわかりやすく記載すべきとの意見が出されたところである。

今後は、制度改正や公共施設の保全・更新等、想定できる事柄に加えて、突発的に発生する自然災害の発生等にも備えつつ、効率的で持続的、長期的な視点に立った行財政改革の推進に努め、標題の目標を達成されたい。

- ・職員数及び職場環境の整備について

従来に行財政改革プランにおける職員数の目標設定の変遷をたどると、職員数を減らすことがその根幹にある傾向、視点が、社会情勢や労働環境の実態に鑑み徐々に変わりつつあるように思われる。

今後は、職員数の抑制による人件費の削減と、それにとまなう各職員の業務負担の増加、生産性維持の困難化の両面のバランスに着目し、職員の質や仕事の質の維持・向上に努めつつ効率的かつ良質な市民サービスの確保に努められたい。

(2) その他の事項について

・ 公の施設における指定管理者制度導入の場合の留意事項について

駐車場、駐輪場等の単に反復的にサービスを供給する施設と人的機能及び専門的機能も含めて機能を発揮する施設は、同列に扱って指定管理者制度を用いることは困難である。とりわけ後者に関しては、他の地方公共団体において、制度導入後に運営に課題が生じた事例が見受けられる現状がある。

そのため、制度導入の適否の判断に当たっては、それらの数多くの先行事例を踏まえつつ、当該公の施設の特徴や実情に応じて十分に検討することを要望することに加え、仮に導入する方針となった際には、指定期間の設定や選定基準、仕様書等の整備に細心の注意を払うと共に、指定管理者選定時においても、適切な候補者であるかの精査に努められたい。